

内発型産業  
育成

創業・事業承継を支援します！

# 2024年度 豊岡市創業支援補助金

豊岡に根差す企業が芽を出し・花開き、全国・世界で評価される企業に成長する。  
そのための支援や環境づくりの施策です。



公募期間・必要書類等詳細は、裏面及び豊岡市ホームページを参照ください。

## 対象事業

豊岡商工会議所又は豊岡市商工会の支援を受け、補助金交付決定後に行う次のいずれかの事業。

### (1) 豊岡市内における新規創業

① 個人事業の新規開業 ② 市内を本店とする法人を設立する事業

### (2) 豊岡市内における事業承継

① 廃業する既存事業を引き継ぐ事業 ② 代表権を引き継ぎ、経営権を取得予定とする法人の事業

## 対象者

(1) 市内において創業又は事業承継を行う個人

(2) 市内において事業承継を行う中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者)

## 補助対象経費

(1) 事業所の開設に要する内外装等の工事費及び賃借料

(2) 機械・備品等設備・システムの購入・借用等経費

(3) 広告宣伝に要する外注費等(上記(1)又は(2)と併せて申請する場合に限る。)

## 補助額等

補助率：事業に要する金額(対象経費)の3分の1以内

(女性又は若者※)による創業又は事業承継の場合は2分の1以内)

※2024年4月1日時点で満45歳以下の者

上限額：100万円(1,000円未満切捨て)

上記の事項に該当する場合であっても対象外となる場合がありますので、詳細は公募要領※)や問合せ先であらかじめご確認ください。※豊岡市ホームページに掲載

## その他

○申請者は2024年度中に「原則豊岡市創業・事業者支援ネットワーク構成機関が実施する「特定創業支援等事業」又は事業承継に関するセミナー等を受講し、必要な知識等の習得をはかること。

※継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につくカリキュラムの講座

○豊岡商工会議所・豊岡市商工会への加入を検討すること。

## 問合せ先

豊岡市役所 環境経済課 経済政策係 TEL：0796-23-4480 Mail：ecovalley@city.toyooka.lg.jp

## 事業内容・特定創業等支援事業に関する相談先

豊岡商工会議所 〒668-0041 豊岡市大磯町1-79 TEL:0796-22-4456

豊岡市商工会(本所) 〒669-5305 豊岡市日高町祢布920 TEL:0796-42-4751

# 豊岡市創業支援補助金公募要領（抜粋）

項目	内 容
対象事業	<p>豊岡商工会議所又は豊岡市商工会（以下、「認定支援機関」という。）の支援及び計画認定を受け、<b>補助金交付決定後</b>に行う次の創業又は事業承継（以下、「創業等」という。）いずれかの事業。</p> <p><b>創 業</b></p> <p>① 市内で事業を営んでいない者が、市内で新たに事業を始める事業。                  ② 本店所在地及び主たる営業所を市内に置く法人を新たに設立する事業。                  ただし、上記①、②に該当する事業であっても、以下の場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下、「中小企業者」と言う。）に該当しない法人の設立</li> <li>・ 日本産業分類のうち大分類に規定する「農業、林業」（農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業、林業サービス業を除く）及び「漁業」を主たる事業として行うための創業</li> <li>・ 個人事業主による法人化又は別事業を行うための法人の設立 ・ 法人の分社化</li> <li>・ 法人の代表者による個人事業の開業又は新たな法人の設立</li> </ul> <p><b>事 業 承 継</b></p> <p>③ 廃業予定の個人事業主又は法人から事業を承継し、市内で個人事業を開業又は本店所在地及び主たる営業所を市内に置く法人を設立する事業                  ④ 承継者が市内法人の代表権及び業務執行権を承継し、経営権を取得する見込みである事業（被承継者と同一法人における退任、就任をともなう代表者交代による事業承継）                  ⑤ 開業済の個人事業主又は設立済の法人が、兵庫県豊岡市継業バンク（事業承継プラットフォーム「二ホン継業バンク」）に開設する豊岡市専用サイト）を通して、廃業予定の個人事業主又は法人から事業を承継し、市内で継業する事業                  ただし、上記③～⑤に該当する事業であっても、以下の場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 承継者の年齢が先代経営者より大きい ・ 設備のみを引き継ぐ等、個別の経営資源のみを引き継ぐ</li> <li>・ 物品・不動産等のみを保有する事業の承継（売買含む） ・ 中小企業者に該当しない法人の設立</li> <li>・ 日本産業分類のうち大分類に規定する「農業、林業」（農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業、林業サービス業を除く）及び「漁業」を主たる事業として行うための事業承継</li> </ul>
対象経費	<p>次に掲げる経費で、補助金交付決定後に、原則<b>市内の事業者</b>に契約・発注・支払を行うもの（消費税は対象外）。</p> <p>① 事業所の開設に要する内外装等の工事費及び賃借料（賃借料は事業期間内を対象に支払う部分に限る）                  ② 機械・備品等の設備又はシステム（取得価額が概ね1万円以上のもの）の購入、借用、製作及び改良に要する経費                  ③（上記①又は②と併せて申請する場合に限り）広告宣伝に要する外注費及び印刷費（自己により印刷を行うものを除く）                  ただし、上記①～③に該当する経費であっても、以下の場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三親等内の親族及び生計を一とする者に支払う費用 ・ 中古設備（アンティーク品を含む）</li> <li>・ 道路交通法第2条に定める車両（移動販売等を目的とした車両の改造費は対象）</li> <li>・ 船舶（ろかい船を含む） ・ 工事内容が構築物（門、塀、駐車場、庭園、野立て看板等）のみの施工</li> <li>・ 営業許可に関する法令、建物の安全等に関する法令、その他法令等の規定に適合する設計がなされていない施設の工事</li> <li>・ 消費生活用製品安全法等、法令等の規制対象となる製品のうち基準を満たしていないものの購入等</li> <li>・ その他市が補助金の交付対象として不適切と認めるもの</li> </ul>
補助率及び補助金額	表面に記載のとおり
対象者	<p>① 市内において創業等を行う個人                  ② 市内において事業承継を行う中小企業者                  ただし、次に掲げる事項に該当する場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019年度以降にこの補助金を受給した者 ・ 市税を滞納している者 ・ 暴力団など反社会的構成員又はそれらの関係者</li> <li>・ その他市が補助金を交付することが不適当であると認められる者及び同事業を行う者</li> </ul>
公募期限	<b>2024年5月21日（火）午後11時59分まで（第1回）</b> ※第2回公募は6月末頃予定
応募の流れ	<p>1. 認定支援機関へ事前相談する。※可能な限り早期に相談（遅くとも5月7日（火）までに）すること。                  2. ①「豊岡市創業支援補助金補助事業計画書」を作成し、② 豊岡市創業支援補助金補助事業計画認定書の発行を受ける。                  3. 電子申請フォーム※により、上記①（関係書類を含む）及び②を提出する。 ※市の公募情報ページからアクセス可能</p>
審査	プレゼンテーション方式（対面）での審査会を行います。日時は別途通知します。
申請・採択の制限等	<p>① 申請：1公募につき1者あたり1件まで                  ② 採 択：1年度につき1者あたり1件まで                  ③ その他：国・県など、他の補助制度が利用可能な場合は、当該制度の利用を優先のこと。</p>
事業期間	<b>交付決定日から2025年2月20日（木）まで</b>
実績報告の期限	次のいずれか早い日までに提出すること。①事業完了の日から起算して30日以内 ②2025年2月28日（金）まで
補助事業の公表	創業報告会（仮称・2025年3月実施見込）による報告、市ホームページ及び市刊行物において採択者名、事業名及び交付決定額を公表する場合あり。
その他	<p>① この補助事業は、市の他の補助事業と重複して利用することはできない（下記に該当する場合）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一年度中に同一事業所（住居兼事業所の場合は住居部分を含む）の内外装等の工事を行う。</li> <li>・ 同一年度中に、市の他の補助事業により内外装等の工事を行う事業所内に、この補助事業を利用して機械・備品等設備の導入を行う。</li> </ul> <p>② 実施しようとする事業が各種法令等に違反しないことを事前に確認すること。</p>